

# 令和6年度事業計画

昨年の長野県内における交通事故による死者数は42人で、その前年に比較して4人減少し、死者数は統計開始(昭和23年)以降過去最少となったが、発生件数は5,006件、負傷者数は5,951人と、いずれも前年に比べて増加した。また、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合は約6割と依然高く、高齢ドライバーによる重大事故も後を絶たない状況にあるなど、交通事故の惨禍は、依然として、長野県民の安全・安心のために対処すべき大きな社会問題となっている。

長野県交通安全協会は、令和6年度においても、交通事故のない「安全で快適な交通社会」を実現するため、県下28地区の交通安全協会その他関係機関・団体等と緊密な連携の下に、以下の事業計画に基づき交通安全対策事業を推進する。

## 年間スローガン

「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」

## 第1 交通安全活動の基本

### 1 交通事故の抑止目標(県警年間目標)

- 交通事故死者数 「46人以下」
- 交通事故重傷者数 「515人以下」

### 2 交通安全活動の重点事項

#### (1) 基本方針

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民の交通安全意識を高め、推進機関・団体が連携して交通安全対策を推進することにより、日本一安全な道路交通の実現を目指す。

#### (2) 重点事項

- 高齢者の交通事故防止
- 通学路・生活道路等の安全確保と歩行者保護の徹底
- 自転車等の安全利用の促進
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 飲酒運転等の根絶

### 3 季別交通安全運動の計画

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動   | 【4月6日(土)～4月15日(月) 10日間】    |
| (2) 夏の交通安全やまびこ運動 | 【7月11日(木)～7月20日(土) 10日間】   |
| (3) 秋の全国交通安全運動   | 【9月21日(土)～9月30日(月) 10日間】   |
| (4) 年末の交通安全運動    | 【12月15日(日)～12月31日(火) 17日間】 |

#### 4 交通安全啓発日

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 交通安全の日               | 【毎月 5日、20日】     |
| (2) シートベルト・チャイルドシート啓発の日  | 【毎月 4日、14日、24日】 |
| (3) 二輪車交通安全の日(全国統一バイクの日) | 【8月19日(月)】      |
| (4) 自転車の日                | 【5月5日(日)】       |

#### 5 交通安全年間スローガン(令和6年使用)

- (1) 最優秀作(内閣総理大臣賞)
  - 今日もまた あなたの無事故 待つ家族 [同乗者を含む運転者向け]
  - 身につけよう 交通ルールと ヘルメット [歩行者・自転車利用者向け]
  - わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり [こども向け]
- (2) 優秀作(内閣府特命担当大臣賞)
  - 抜け道と 思うな そこは通学路 [同乗者を含む運転者向け]
  - 車だけ? 交通ルールは 皆のもの [歩行者・自転車利用者向け]
  - 見つけてね ピカピカぼくの はんしゃざい(文部科学大臣賞) [こども向け] ※
- (3) 優秀作(警察庁長官賞)
  - 挙げる手を やさしく見守る 横断歩道 [同乗者を含む運転者向け]
  - さあ青だ 踏み出す前に 再確認 [歩行者・自転車利用者向け]
  - じゅんびした? じてん車のるとき ヘルメット(全日本交通安全協会賞) [こども向け] ※

※(2)、(3)の [こども向け] の作品は、長野県交通安全推進本部事務局の選定

## 第2 各事業計画

一般財団法人長野県交通安全協会定款第4条(事業)に基づき、事業項目毎に次の事業を積極的に推進する。

### 1 交通道德の高揚及び交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布(第4条第1号)

- (1) 交通安全運動に係る関係資料等の刊行・頒布
 

年間計画で実施する季別の交通安全運動においては、次の交通安全運動資料等を刊行・作成のうえ、各地区交通安全協会へ頒布し、季別交通安全運動を効果的に推進する。

ア 各季別交通安全運動の計画書

  - 季別交通安全運動において交通安全運動推進要領を策定する。

イ 各季別交通安全運動における広報啓発資器材の作成・頒布

季別の交通安全運動において、次の広報啓発資器材を作成のうえ、各地区交通安全協会へ頒布し、交通安全運動を効果的に推進する。

- 交通安全運動用立看板(8,600本)
- 交通安全運動用啓発チラシ(200,000枚)
- 飲酒運転追放チラシ(30,000枚)
- 運動啓発用ポケットティッシュ(88,000個)
- 夜光反射材(11,200個)
- 交通安全桃太郎旗(400枚)及び同旗竿(200本)

ウ 交通統計等の資料の刊行

住民の交通道德の高揚に向け、令和6年中の交通情勢に関して交通安全資料を作成・頒布する。

- 交通安全手帳「2025年版」の刊行(300部)

(2) 交通死亡事故抑止緊急対策への対応

交通死亡事故の多発による緊急対策として、長野県交通安全運動推進本部長から「交通死亡事故多発非常事態宣言」又は「交通死亡事故多発警報」が発令された場合には、当該発令期間中、次の対策を積極的に実施する。

ア 街頭啓発の実施

発令期間中に各地区の実情に応じ、警察署と連携した街頭啓発日を設定のうえ、交通指導所及び人波作戦を実施し、住民の交通安全に対する意識啓発を推進する。

イ 緊急対策に応じた交通安全啓発チラシ等の作成

県から「交通死亡事故多発警報」が発令された際に、各地区交通安全協会へ警報の伝達と、啓発チラシ等を作成し、各地区の実情に応じたすみやかな活用に資する活動を推進する。

(3) その他地区交通安全協会との連携に資する事業

ア 街頭活動傷害保険の加入

県下の交通安全協会役員等の街頭活動時における受傷事故に対応した傷害保険に加入し、ボランティア活動中の受傷等に対する補償を充実させる。

イ 交通安全スローガンの作成・頒布

全日本交通安全協会が決定した交通安全スローガン及び長野県で決定した年間スローガンの立看板及び垂れ幕を作成のうえ、地区交通安全協会への頒布・貸出し(垂れ幕)により、住民の交通安全意識の高揚を図る。

## 2 交通安全のための自動車運転者等の教育訓練(第2号関係)

(1) 自動車運転者の教育訓練

自動車運転者に対して、次の体験型教育及び個別指導による交通安全教育を推進し、運転者自身の安全運転意識及び技能の向上により交通事故防止を推進する。

ア 運転適性診断の実施

毎月第1・3水曜日に本会及び中南信事務所において運転適性診断を実施し、機械検査による動作反応診断及び運転に係る性格特性の診断を行い、診断結果に基づき個別指導を実施し、交通事故防止を推進する。

イ ドライバーズセミナーの開催

日本自動車連盟(JAF)長野支部との共催により、参加体験型安全運転実技講習会として「ドライバーズセミナー」を開催し、運転者の安全運転技能・知識の向上を図る。

(2) 二輪車運転者の教育訓練

ア 二輪車安全運転講習会の開催及び支援

県安協の専門委員会である二輪車安全運転推進委員会を中心に、二輪車安全運転技術の向上を図るため、二輪車関係団体（(一社)日本二輪車普及安全協会等）が主催する二輪車安全運転講習会への参加及び支援を行う。

イ 二輪車安全運転指導員養成講習会の開催

二輪車安全運転推進委員会の基盤である指導員制度の充実を図るため、指導員の育成に向けた養成講習会を実施する。

(3) 自転車利用者の教育訓練

県安協の専門委員会である自転車安全教育推進委員会を中心に、次の事業を実施し、自転車利用に対する交通事故防止対策を実施する。

ア 交通安全こども自転車大会の開催

自転車の正しい乗り方を通じて、小学生が交通ルールやマナーを身に着けることができる様に、次の事業を実施する。

○ 各地区大会の開催支援

各地区交通安全協会との共催によりこども自転車地区大会を開催し、助成を行う。

○ 第57回交通安全こども自転車長野県大会の開催

各地区大会の代表による「第57回交通安全こども自転車長野県大会」を、長野県、長野県警察及び長野県教育委員会との共催により開催する。

なお、長野県大会の優勝小学校は交通安全こども自転車全国大会に出場する。

イ 自転車安全教育指導員講習会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の普及に向け、自転車安全教育指導員講習会を開催し、指導者を養成するとともに、自転車交通安全教育指導員の認定を行う。

### 3 交通の安全と円滑に関する広報、啓発活動及び機関紙の発行(第3号関係)

県民の交通安全に対する意識の高揚を図るため、次の広報活動を積極的に推進する。

(1) 交通安全広報の推進

各種媒体を活用し、次の交通安全広報を推進する。

ア テレビ、ラジオ放送

○ SBC交通安全キャンペーン協賛

年度内を通じて、SBCテレビスポット放送30本及び同ラジオスポット放送30本のほか、ラジオCM放送50本を放送し、交通安全の呼びかけを行う。

○ 飲酒運転撲滅キャンペーンの協賛

年末の交通安全運動を重点に、長野朝日放送、信越放送(テレビ・ラジオ)及びFM長野ラジオにおいて、飲酒運転撲滅の呼びかけを行う。

○ FM長野交通安全キャンペーン後援

10月及び11月の間、FM長野において、夕方からの交通事故防止対策として「早めにライトオン」の呼びかけを行う。

イ 新聞広告の実施

季別の交通安全運動の周知を図るため、中央紙(信毎ほか3紙)

(2) 機関紙「交通しなの」の発行

県交通安全協会の機関誌「交通しなの」(年4回刊行)を活用し、交通安全運動の実施のほか地区交通安全協会の活動事例等を掲載し、交通安全広報を効果的に推進する。

#### 4 交通安全対策に関する調査及び研究(第4号関係)

(1) 交通事故発生状況の調査と安全対策

前年の交通事故発生状況を基に、発生実態、特徴等について広報啓発を行い、交通事故防止に向けた対策を推進する。

(2) 交通死亡事故多発緊急対策の実施

交通死亡事故多発緊急対策である交通死亡事故多発非常事態宣言及び交通死亡事故多発警報の発令時並びに特異交通事故の発生時に、その発生実態及び特徴を各地区交通安全協会へ連絡のうえ、効果的な交通事故対策を推進する。

#### 5 交通の安全に関する施設等の充実整備(第5号関係)

視覚障害者用信号機付加装置(ピヨピヨ・カッコウ)を長野県へ寄贈し、交通信号機付加装置の整備・充実を推進する。

#### 6 交通事故当事者の援護(第6号関係)

(1) 交通事故相談の実施

本会事務所に「交通事故相談所」を設置し、面接又は電話による交通事故に係る相談の受理及び当事者に対する指導・助言を行う。

(2) 自転車加害事故の損害賠償請求に対応する損害賠償責任保険への加入促進

ア 全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」への加入勧奨

自転車による加害事故による高額賠償責任請求事例の増加に対応するため、自転車利用者に対し、全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」への加入勧奨・加入促進を図り、自転車利用者の交通事故における援護を推進する。

イ TSマークの普及促進

公益財団法人日本交通管理技術協会と連携のうえ、賠償責任補償が付帯される「TSマーク」の貼付促進を推進するとともに、長野県自転車モーター事業協同組合非加入の自転車販売店に対しても「TSマーク」を販売することにより普及を促進し、自転車利用者の交通事故における援護を推進する。

(3) 関係団体との連携

長野県犯罪被害者支援センターとの連携により、交通事故被害者の支援活動を推進する。

## 7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰(第7号関係)

(1) 警察庁・全安協表彰

ア 警察庁長官、全日本交通安全協会会長連名の表彰

- 交通栄誉章「緑十字金章(3名)、緑十字銀章(12名)」

イ 全日本交通安全協会会長表彰

- 交通栄誉章「緑十字銅章(220人)」
- 交通安全優良団体(1団体)
- 交通安全優良事業所(2事業所)
- 交通安全優良学校(1校)
- 優良交通安全協会(1地区交通安全協会)
- 交通栄誉章受賞者配偶者感謝状
- 優良二輪車安全運転指導員等表彰(楯のみ)

(2) 関東管区連名表彰

ア 関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会会長連名の表彰

- 交通安全功労者(16人)
- 優良運転者(20人)
- 交通安全功労団体(2団体)
- 交通安全優良事業所(1事業所)
- 優良交通安全協会(2地区交通安全協会)
- 交通安全子供自転車大会長野県大会優勝校

イ 関東交通安全協会連合会会長表彰

- 交通安全協会優良職員表彰(5人)
- 交通安全功労者配偶者感謝状(16人)

(3) 県警察連名等表彰

ア 長野県警察本部長、長野県交通安全協会会長連名の表彰

- 定例表彰(個人(交通安全功労者、優良運転者)1,000人、団体200団体)
- 優秀交通安全協会表彰

イ 長野県警察交通部長、長野県交通安全協会会長連名の表彰

- 交通安全功労者表彰
- 優良運転者表彰

- 優良交通安全協会表彰
- ウ 長野県交通安全協会会長表彰
  - 交通安全功労者表彰
  - 優良運転者表彰
  - 交通安全功労役員表彰
  - 交通安全功労団体表彰
  - 優良職員表彰

## 8 交通に関する各種サービスの提供(第8号関係)

- (1) ホームページによる交通安全関連情報の提供
  - ホームページの随時の更新
- (2) 免許センター窓口でのDVDによる交通安全広報
- (3) 交通安全教育用DVDの貸出  
交通安全教育用DVD 37本
- (4) チャイルドシートの貸出
- (5) 会員特典の店制度への特典の店加入促進  
特典の店326店加入
- (6) シートベルト見舞金制度

## 9 交通安全に関する諸機関への協力及び諸機関から委託又は指定された事項の実施(第9号関係)

- (1) 関係機関、団体との協力
  - ア 交通安全関係活動
    - 交通事故ゼロチャレンジ実行委員会
    - プロドライバー事故防止コンクール実行委員会
  - イ 関係団体への支援、協賛
    - 長野県暴走族追放県民会議
    - 長野県将来世代応援県民会議
    - 長野県薬物乱用対策推進協議会
- (2) 委託又は指定された事項の実施
  - ア 委託された事項
    - 自動車保管場所標章の交付事務
    - 運転免許事務
      - ・ 運転免許センター窓口事務：更新申請の受理・交付事務
      - ・ 警察署窓口事務：更新申請の受理・交付事務及び記載事項変更届の受理事務
    - 更新通知書等の送付事務
    - 法定講習に関する事務
      - ・ 停止処分者講習(短期・中期・長期処分者)

- ・ 違反者講習(実車指導コース、社会参加活動コース)
- ・ 更新時講習
  - 優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習
- ・ 特定任意講習
- ・ 高齢者講習
- 免許証郵送業務
- イ 指定された事項
  - 道路使用許可調査業務
    - 許可条件の条件履行状況と原状回復状況の現地調査

## 10 その他長野県交通安全協会の目的を達成するため必要と認める事業 (第10号関係)

- (1) 交通安全協会長野県大会(女性部研修会)の開催
  - 県下各地区交通安全協会の連携を図るため、交通安全協会長野県大会(女性部研修会)を開催する。
- (2) 地区交通安全協会との連携
  - 地区交通安全協会に対し、年間契約による安価な各種資器材のあっせんを行う。
    - 季別交通安全運動のための各種資器材の追加注文あっせん
    - 交通安全手帳のあっせん
    - 交通安全スローガン(立看板・垂れ幕)の追加注文のあっせん
    - その他交通安全資器材のあっせん